

蒲郡市小規模契約希望者登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する小規模な契約について、蒲郡市入札参加資格の審査申請ができない事業者（以下「小規模事業者」という。）を対象とする登録制度を設けることにより、市内の小規模事業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化に寄与することを目的とする。

(小規模契約)

第2条 この要領の対象となる契約は、市が発注する契約内容が簡易で履行の確保が容易であると認められる契約（「あいち電子調達共同システム（物品等）」を利用した入札・見積で契約の相手方を決定するものを除く。）であって、1件の契約金額が修繕、業務委託、印刷製本及び物品の買入れにおいては50万円以下、賃貸借においては40万円以下のもの（以下「小規模契約」という。）とする。なお、単価契約にあっては単価に予定数量を乗じて得た額で判定し、長期継続契約は対象となる契約に含まないものとする。

(小規模契約希望者の登録)

第3条 登録を受けることができる小規模事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者は登録を受けることができない。

- (1) 市内に事業所を有する者
- (2) 市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していない者
- (3) 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付け蒲郡市長・愛知県蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者
- (4) 希望業種を履行する際に資格、許可等を必要とする場合は、その資格、許可等を有する者
- (5) 蒲郡市入札参加資格者名簿に登録されていない者

(登録の申請)

第4条 登録を希望する小規模事業者は、蒲郡市小規模契約希望者登録申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては履歴事項全部証明書、個人事業主にあつては当該個人事業主の住民票及び身分証明書の写し
- (2) 資格、許可等が必要な業種を希望する者にあつては、その資格者証、許可証等の写し
- (3) その他市長が特に必要と認める書類
(登録の実施)

第5条 市長は、前条の規定による申請に基づき、その内容を審査し、登録資格があると認める者について、小規模契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するものとする。

- 2 前項に規定する登録（以下「定時登録」という。）は、西暦の奇数年の4月1日に2年ごとに行うものとする。ただし、市長が必要であると認めるときは、定時登録の期日以外の日をもって登録を行うことができる。

(有効期間)

第6条 登録の有効期間は、当該登録の日から次に行う定時登録の期日の前日までとする。

- 2 有効期間満了後も引き続き登録を受けようとする者は、登録の更新をしなければならない。この場合において、前2条の規定を準用する。

(登録事項の変更等)

第7条 第5条第1項の規定により登録名簿に登録された者（以下「登録者」という。）は、申請事項に変更があつたとき又は事業を廃止したときは、速やかに変更届又は廃止届を市長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第8条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 第3条の規定による登録要件に該当しなくなったとき。
- (2) 倒産し、又は破産したとき（前条に規定する廃止届の提出があつたときを含む。）。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、刑法(明治40年法律第45号)その他関係法令の規定に違反して、契約に関し談合等の行為を行うなど不正又は不誠実な行為があつたとき。

(登録名簿の活用)

第9条 市長は、小規模契約を発注しようとするときは、登録者にも積極的に受注の機会を与えるものとする。

2 登録名簿は、庁内で活用するものとし、市民等から公開請求があったときは、契約制度の公平性及び透明性を図る観点から公開するものとする。

(契約書)

第10条 小規模契約に係る契約書は、蒲郡市契約規則（昭和39年蒲郡市規則第11号）第25条の規定により、その作成を省略する。この場合において、小規模契約を受注した登録者からは、契約書に代えて請書を徴するものとする。ただし、予定価格10万円未満のものについては、請書を省略することができるものとする。

(完了届)

第11条 小規模契約を受注した登録者は、修繕又は委託業務が完了したときは、直ちに完了届を提出し、必要に応じて写真等添付するものとする。ただし、発注者において契約が適切に履行されたと判断することができるときは、完了届の提出を省略できるものとする。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第12条 市長は、この要領に定める手続については、蒲郡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成31年2月18日から施行する。

(準備行為)

2 第4条に規定する登録の申請に関し必要な行為は、この要領の施行前においても行うことができる。

附 則

この要領は、令和2年9月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月5日から施行する。